

令和4年度第2回香川地方最低賃金審議会議事録

令和4年7月22日（金）

高松サンポート合同庁舎

北館702会議室

出席者	公益側	籠池、春日川、柴田、高塚
	労働者側	大島、立石、土田、中村、廣瀬
	使用者側	綾田、窪田、濱田、渡部

議 題 （1）香川県最低賃金改正に対する意見について
（2）その他

○賃金室長

それでは定刻になりましたので、ただ今から令和4年度第2回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また暑い中香川地方最低賃金審議会にご出席いただき厚く御礼申し上げます。

本日は、東委員と友國委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上の13名の委員が出席ですので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人として4名の方が傍聴されております。

まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、

(p1)資料No.1 2022年度 香川県最低賃金額の改定審議にむけた
意見書

(p9) 資料No.2 2022年度最低賃金額改定の審議にむけた意見書

(p13)資料No.3 2022年度香川県最低賃金改定に対する意見書

(p23)資料No. 4 最低賃金改定に関する意見書

(p25)資料No. 5 令和4年度 香川県最低賃金の改定に関する意見書

(p29)資料No. 6 香川県最低賃金額の改定に当たっての意見書提出

についてでございます。不足等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

では、議題(1)の「香川県最低賃金改正に対する意見について」に入ります。

事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

関係労使の意見聴取につきましては、7月1日に開催されました、第1回の本審においてご承認いただいた「最低賃金の審議の進め方等について」の中で、「専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。」と規定されております。従来、関係労使から提出された意見書を審議会の資料として配付させていただいております。

第1回本審において、香川県最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただき、同日「地域別最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」を行いましたところ、労働者側から香川県労働組合総連合議長、香川県労働組合総連合女性部長、日本労働組合総連合会香川県連合会会長、使用者側から香川県中小企業団体中央会会長、香川県経営者協会会長、香川県タクシー協同組合理事長、からそれぞれ意見書の提出がございました。

先ほどご確認いただきました資料No. 1～6でございます。No. 1～

3 は労働者側から、No. 4 ～ 6 は使用者側からのものです。
よろしくお願ひします。

○柴田会長

それではこの意見書について、慣例により労使の順に各側から説明と補足をお願ひします。それぞれ時間は、1 関係団体につき 10 分以内とさせていただきますので、時間厳守でよろしくお願ひいたします。

まず、労働者側である香川県労働組合総連合から資料 No. 1、2 のとおり意見書をいただいているところですが、本日傍聴されておりますので、お二人で 10 分以内で補足説明等をお願ひします。

○香川県労働組合総連合 藤沢事務局長

ご紹介に預かりました香川県労連の事務局長をやっております藤沢と申します。短い間ですので、ただ 1 点話をさせていただきます。まず意見陳述の機会を与えていただきましてありがとうございます。

それでは、7 月 11 日に提出させていただいた意見書について陳述をさせていただきます。意見書の中には、大きく分けて 4 つの最低賃金額の引上げを求める視点を、4 点ごとについて述べさせてもらっています。

まず第 1 の視点は、日本の最低賃金、特に C・D ランクの額が 2020 年度の比較として、世界の主要国の最低賃金よりも飛びぬけて低いという状況です。

例えて言えば、お隣の韓国よりも低い状況になっております。さらに、コロナ禍での経済回復を目指すという意味では、全国の一律の最低賃金額を 5 ～ 10% 程度以上も引き上げてきましたが、企業経営者から反発はこの国ではほとんど起こっていないと聞いています。それはなぜかというところ、中小企業の経営者方も経済を回復する

ためには仕方がない、むしろ経済回復をすれば私たちにも利益も与えられるということを理解しているためです。また、引上げのために政府から直接的な支援が行われるということが大きな理由にあるようです。

私たち全労連は、全国で最低生計費試算調査を毎年いろんな地域でやっております。ここ4年間の間に実施した地域では、ほとんど全てが1,500円以上時間あたり必要だという結果となっています。コロナ禍で実施した地域では、1,600円というか1,700円台になっており、コロナ禍では25歳単身でも最低生計費が上がっているという状況になります。このデータからも早急に全国一律で1,500円以上の最低賃金を求める次第です。

第2の視点は、最低賃金額の地域間格差が地方の働き手世帯の流出を助長しており、地域経済に悪影響を与えているということです。

図6に示しておりますが、それを見れば明らかであると思われまます。最低賃金の低い地域から最低賃金の高い都市部に人口が流出し、労働者の確保にも地方では困っているというのが実情だと思われまます。これについては、経営者側の意見書にも書かれてあるとおりだと思っております。

この状況を変えて地方でも働き手を確保していくためには、地域別最低賃金のランク分けをやめ、主要国並みに全国一律の最低賃金制度が必要だと思われまます。また、全国一律になるまでの間は、ランク別の地域間格差を縮めることが求められております。

第3の視点は、最低賃金を急激に引き上げれば、企業体力の少ない中小企業は経営を圧迫する状況になります。だからこそ政府、地方自治体の支援が必要であります。

厚労省の業務改善助成金も要件緩和や拡充が進んで、令和3年度の交付件数が70件にまで上りました。しかし、香川県の中小企業数が2016年の6月時点で3万件強あることから考えれば、ほとんど利用されていないというのが実態だと思われまます。まあ今までの

制度は、賃金を引き上げた上に業務改善のための投資も行わなければならないという制度であったがために、企業にしてみれば二重投資の一部でしか支援が受けられない。これでは利用が進まないのは当たり前だと思います。

最低賃金の引上げに必要となる中小企業支援策についても、審議会では是非とも議論していただきたいと考えております。

4点目に今後の物価高騰の影響です。

今年の物価高騰は、ロシアのウクライナ戦争の影響もありますが、食料品等の値上げの根本原因は円安の影響が大きいと言われております。輸出中心の大企業にとっては、現在の低金利政策は好都合かもしれませんが、多くの国民、労働者にとっては消費を低下させ、中小企業の経営を圧迫する状況が生まれております。

最賃法第1条では、労働者の労働条件等々書かれておりますが、それにも増して国民経済の健全な発展に寄与することを目的としております。是非とも今年の物価高騰も考慮した答申案を議論していただきたいと思っております。

最後になりますが、審議会でも議論していただきたい答申に反映していただきたい意見として述べさせていただきます。

今年の政府の骨太の方針の内容を見れば、中央最低賃金審議会の目安額の引上げが多く行われることが容易に想像できます。これまで香川地方の最賃引上げ額は目安を見据えた結果となってきましたが、目安額のみで囚われることなく、早期に全国加重平均1,000円以上を達成するために香川地方の最賃額をどうすればよいかという視点、また、最賃額を引き上げるために、中小企業が真に求めている政府や自治体の支援は何なのかという所についても議論していただき、是非とも答申の付帯意見として、他の香川以外の地方でも加えられている付帯意見に加えていただきたいと存じます。

この後は女性部の意見を述べさせていただきます。

○香川県労働組合総連合女性部 花谷常任委員

このような場で発言の機会をいただきありがとうございます。香川県労連女性部の花谷といいます。7月11日に提出いたしましたお手元資料No.2の意見書について陳情させていただきます。

意見書には最低賃金の引上げを求める理由として、1つ目に、安心・安全な社会生活を送るために最低賃金の引上げが必要ということです。

コロナ感染が収まらない中、国民生活になくてはならないエッセンシャルワーカーの推定30万人以上が最低賃金水準以下の収入で働いています。この方たちの処遇改善を行わなければ離職の増加がさらに進み、国民生活を維持できなくなります。特に介護現場の処遇改善は急務です。求人募集の賃金は厚遇職場でも最低賃金の1.15倍以下であり、民間では最低賃金すれすれの850円などが多くあります。これでは介護職場の人員が確保できないのが当たり前です。

私たちは昨年3月にハローワーク高松前で求職者の方々に、「この最低賃金で暮らせますか」というシール投票を行い、58名の方にお答えいただきましたが、58名全員の方が「できない」と回答されました。さらに、10人ぐらいの方に詳細アンケートにお答えいただきましたが、3割の方が医療福祉関係で働いておられる方で、働きながらももっと良い職場を探すためにハローワークに来ておられました。

また、今年の4月30日にも同様な調査を高松駅で30分ほど行いました。30分との短い間でも強く興味を持たれて、87名の方が協力していただきました。その中の97%の方、答えた85名の方がこの最低賃金では生活できないというふうに答えていただきました。また、最低賃金改善の要求署名にも31名の方に協力いただきました。ほとんどの方が香川県の最賃額では生活できないと感じています。特に医療福祉職場の処遇改善を行わなければ、離職は抑えられないことは明白です。

理由の2つ目には、コロナ禍での経済活動を活性化するには、最低賃金の引上げが必要ということです。

これについては、政府骨太の方針にも明記されているように、低所得者層の賃金改善をしなければ消費の改善につながらないということです。まずはその最低ランクである最低賃金の改善は是非とも必要だと言えます。さきほど香川県労連の意見陳述でも行われました、最低賃金を引き上げれば中小企業の経営が成り立たないではなく、最低賃金を引き上げるなら中小企業を経営支援する具体的な支援策も示していただきたいと思っています。

理由の3つ目8つ目に挙げております、実態の生活費を全国多くの方に協力いただいた調査結果では、25歳単身者の1か月の生活費が全国どこでも25万円以上必要となり、1か月160時間働いた場合の時給は1,500円以上となりました。私たちはこれを根拠として、香川地方でも最低賃金1,500円を求めます。

理由の4つ目に挙げています、少子化に歯止めをかけるためにも、最低賃金の引上げが必要だということです。

年齢別雇用形態別の平均年収額は、令和2年の厚生労働省資料によると、正社員男性でも35歳以下では300万円以下となっています。非正規雇用男性の35歳以下は223万円となり、雇用形態で25%も収入が少なくなります。女性では正規の35歳以下でも240万円以下しかなく、非正規の35歳以下では200万円以下の状況です。非正規の男女が子どもを持ちたいと思っても、出産保育期間中はどちらかの収入が途絶えるため、到底出産できる収入を確保できません。

理由の5つ目6つ目7つ目に挙げています、女性と子どもの貧困問題です。

平成2年3月発表の第4期香川ひとり親家庭自立促進計画では、5年ごとに母子家庭の数が増加しており、平成30年8月のアンケート調査では、世帯収入年収150万円以下が32%以上もあり、200

万円以下を含めると 49%と半数になります。児童手当や親の支援がなければ生活が困窮します。雇用形態は非正規雇用が 38.4%と約 4割にも達しており、この方々の生活改善に向けては、最低賃金の大幅な改善が是非とも必要と言えます。

理由の 3 から 7 で述べたとおり、女性が誰でも自立して子育てをしながら生計を維持していくには、最低賃金の引上げが是非とも必要です。また、香川の母子家庭の実態を反映した最低賃金の改善を検討していただきたいと思います。それが最低賃金の改善だけで難しければ、香川地域の女性や非正規の実態を反映した支援の必要性についても答申の付帯意見として追加していただきたいと思いません。

以上です。ありがとうございました。

○柴田会長

ありがとうございました。

次に、資料 No. 3 の意見書をいただいている労働者側である日本労働組合総連合会香川県連合会からお願いします。

○立石委員

はい、それでは 2022 年度香川県最低賃金改定に対する意見書を述べさせていただきたいと思っております。それでは座って説明させていただきます。「はじめに」から始まるところから要約してお話させていただきますが、文書によっては全文読むところもがございますので、ご容赦ください。

「はじめに」からですけれども、超少子高齢・人口減少という構造というところに直面しておりまして、これにさらにコロナ禍、そして非正規雇用で働く方へのセーフティネットの脆弱性が露呈したということでございます。さらに近時の物価上昇の影響、また最低賃金近傍で働く者の暮らしに大きな影響を及ぼしているという

ことで、その処遇改善はまさに焦眉の課題であるというふうに考えております。

最低賃金制度の果たすべき役割ということは、皆さん方ご承知のことをごさいますけれども、今こそ求められていることはですね、雇用の安定とともに、経済・社会の活力の源となる「人への投資」であります。最低賃金を引き上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心や安全を担保することは、その最も重要な要素の一つであります。

このような状況を踏まえ、私たち連合がですね、2022年度春季生活闘争を通じまして獲得しました労働条件を香川県最低賃金の引上げにつなげ、未組織労働者の労働条件の向上へ波及させていくことは、私たちに課せられた社会的責務であり、その意味で、労働の対価にふさわしい賃金のセーフティネットたる最低賃金額の引上げは極めて重要です、ということを考えております。

1. として、香川県の経済成長に向けては「人への投資」が不可欠であり、その重要な要素たる最低賃金の引上げが必要であるということで、最初のところはですね、申し訳ございませんが作成に至ったところが6月のところでありまして、若干割愛させてもらうんですけども、ここもですね全体的な香川県の経済の状況はですね、県の評価また日銀の評価を捉えましても、やはり県内の状況は一部供給制約による下押しの影響がみられるものの、ただ全体としては持ち直しつつあるというふうに判断が維持されていきました。ただ先行きにつきましては、ウクライナ情勢の長期化等により供給面での制約などのリスクもある。こういった中でですね、国の各種政策効果により支えられてきた経済回復を、より自律的な経済成長の軌道にのせていかなければなりません。そのためにということで、「人への投資」が必要でありますよと。

その重要な要素として最低賃金の引上げであります。最低賃金を引き上げることによって、「労働条件の改善を図り、もってということにつながりますけれども、最低賃金の1条、こういったところ

の目的を果たすべきだと考えております。

2. の最近の物価上昇等の最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を考慮した引上げが必要であるということで、近時、消費者物価上昇率はゼロ近傍でこれまでは推移してきましたけれども、資源高や円安の影響等によりまして、2022年度の後半からですね、徐々に徐々に物価上昇の局面に入ってきたということで、この4月からですね消費者物価指数の上昇率は2.1%を記録し、2%超の状態であるということでございまして、これは2%の消費税の影響のあった年、これを除いて2008年度以来の水準であります。

実質賃金を維持していかなければならない中、こういった所で働く労働者の生活は非常に苦しいものがあります。最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持・向上の観点からも、消費者物価指数の上昇分2.5%、そして2022年度私たちの生活闘争の賃上げ率2.17%を加味したもの、4.67%以上の最低賃金の引上げが必要であると考えております。

3. 賃上げの流れを最低賃金の引上げにつなげる必要があるということで、私たちの最低賃金の取組に対して我々連合香川が勝ち取ってきました春季生活闘争集計結果、後ろの表にも付けておりますけれども、こういったものをつなげていくことで今年も引上げに向けて取り組んでいきたいと思っておりますが、今年は特に額でも6,485円、率で2.17%を取ってきたということでありまして、こういったところからも高い水準での賃上げを実施してきているところでございます。

また、有期・短時間・契約等で働く者の賃上げ額、これは全国の連合集計結果でありますので、後ろに表の方を付けておりますが、ご一読の方をよろしくお願いしたいと思っております。

4. 現在の香川県最低賃金が抱える課題ということで、絶対額の低さ、地域間格差の大きさということで、これを解決しなければいけないということでございます。

1) としておりますけれども、労働の対価としてふさわしい香川の最低賃金水準を求めるということで、これまでなかなか全国一律というふうな取組、これ 2010 年度から雇用戦略対話の中で出てきたお話がなかなか実行できていない。ただ全国一律の最低でも早期 800 円というところは達成できたのかもしれませんが、1,000 円に到達するにはまだまだ及んでいないということでございます。

また、岸田政権が骨太の方針を出しましたけれども、これも最低賃金全国平均が 1,000 円ということは、なかなかこれは今までと同じことを言っているんじゃないかということでございますけれども、ただ盛り込まれたということでございます。

連合香川は 2021 年度に改定した連合リビングウェイジ、これも後ろにのせておりますけれども、香川県では 1,010 円、時間額で 1,010 円というところを昨年末に見直しました。ということで、こういったことを重視しつつ、外部労働市場における募集賃金の実態や高卒初任給こういったところも考慮しまして、最低賃金の誰もが 1,000 円の早期に向けた到達を目指していきたいと思っております。

2) としておりますけれども、格差是正、これに向けたところが非常に課題があるのかなと思っております。2002 年度に時間額が統一されてからですね、90 円だった東京との差がですね、2021 年度には 225 円まで拡大したということ、これ事実として残っております。深刻な人手不足の中、地域間格差を是正しなければ地方部から都市部へのさらなる労働力の流出につながり、香川の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさにさらに拍車がかかることは明白であります。

ということで、5. として、中小・零細事業者が賃上げしやすい環境を整えることが必要でありますということで、当該環境を整備に向けてということで、政府に対してまた地方自治体こういったところの支援策も踏まえまして、さらなる制度の充実と利活用の促進、こういったところが必要であります。

ということで、我々としましても、令和4年度に見直しされるとして、法人税の減税措置に加え、利益が少ない企業や赤字企業でも賃上げができる措置、こういったことも検討しなくてはならないのではないか。加えて、最低賃金引上げ分を含んだ労務費、こういったところを適切に価格に転嫁できるように対応を図ることが必要であります。

そのために、パートナーシップ構築宣言の普及また促進等を行うとともに、その実効性を高めることがあるということで、非常に企業物価指数も上がってきているというところで、そういったところもまた評価して見ていかななくてはならないのではないかと思います。

6. の労働市場の改善に向けた傾向、またそれを踏まえた上での最低賃金を引き上げる必要があるということでございます。

ということで、いろんなこういった最低賃金に対しまして見解がありますけれども、最低賃金の引上げということで、雇用維持を二律背反でとらえるべきではない、むしろ人材不足が顕著な宿泊・飲食サービス業においてですね、人材確保・定着の観点から最低賃金を含む賃上げが急務で、そのためにも5. のところで説明しましたけれども、中小企業零細企業への賃上げしやすい環境、こういったところをさらに取り組んでいくべきであります。

なお、ということで書いておりますけれども、ここにつきましても最低賃金が雇用に与える影響について、少なくともですね統計データ上は最低賃金の引上げ、これがですね失業率や有効求人倍率にマイナスの影響を及ぼしたことはない、こういったところは確認されております。

「最後に」というところで、令和4年度香川地方最低賃金審議会の改正審議において、香川の最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持・向上の観点、ならびに春の賃上げ・消費者物価上昇率を考慮した賃金の引上げが必要であります。

私たちは、審議会において労使が議論を尽くしたうえで、最低賃金水準の改善が前進することを心から期待申し上げ、令和4年度香川県最低賃金の改正に対する意見といたします。

以上でございます。

○柴田会長

ありがとうございました。

次に、使用者側である香川県中小企業団体中央会より、資料No.4のとおり意見書をいただいているところですが、本日傍聴されておりますので、補足説明等をお願いします。

○香川県中小企業団体中央会 小松原事務局長

香川県中小企業団体中央会事務局長の小松原でございます。このような発言の場をいただき大変感謝しております。

資料No.4の最低賃金改定に関する意見書ですが、「中小企業の現状」に関しましては割愛させていただきまして、「賃上げに対する意識」の所、短こうございますので一応全部読ませていただけたらと思います。

中小企業は自己資本比率が低く、負債比率が高いため、大幅な最低賃金の引上げは、生産性向上を実現して賃上げ原資を確保する前に企業経営を直撃し、事業の継続を危うくさせるため、賃上げや新たな人材確保よりも現状の人員の維持が精一杯の企業が多くなっております。

このような環境下で雇用と経営の維持に必死の努力をしている中小企業に、賃上げの負担を過度に加えることは、廃業、倒産の動きを加速化しかねません。

中小企業の賃上げは、大企業における賃金交渉の進捗や結果を参考にして検討されて、例年4月から6月を中心に行われますが、コロナ等の影響が地域、業種によってまちまちであり、また、余力の

ある企業は積極的に賃上げを行えるところもあることから、人材確保の要請等に応えるため、一律の賃上げは不適當で、各社の実情に適した賃金決定を行うことが重要であると考えております。

近年の最低賃金については、コロナの影響が著しく、「現行水準を維持することが適當」とされた令和2年度を除きまして、平成28年度から令和元年度にかけて過去最高値を更新する引上げが行われてきました。中小企業におきましては、経営実態と乖離した最低賃金の引上げが実施されてきた結果、この間の影響率は二桁を示し、最も高かった令和元年には、未満率は1.6%、影響率は実に16.3%に達しております。昨年10月には、最低賃金は、さらに大幅に引き上げられたことから、未満率、影響率は、これまでになく高まり、最低賃金引上げの直接的な影響を受ける企業が増加の一途をたどることになると予想されております。

このような状況下におきまして、法的拘束力をもって一律に最低賃金を引き上げると、飲食、宿泊・サービス等コロナの悪影響を特に大きく受けている業種だけでなく、コスト高に伴う収益悪化に苦慮している多くの事業者に打撃を与えることになりかねず、経営者の事業継続及び雇用維持という切実な思いを切り捨てることになりかねないため、最低賃金の引上げに慎重な審議を要望するものでございます。

また、私どもが昨年7月1日現在で行いました、令和3年度の中小企業労働事情実態調査によりますと、香川県の中小企業600社にアンケートを取りましたが、賃金の引上げまた7月1日以降に引き上げる予定という事業所は48.6%で、前年比で7.1%増加、引下げまた7月1日以降に引き下げるというふうに回答していただきました事業所は2.5%で、前年に比べてこちらも0.7%増加しております。

昇給額の状況に関しましては、定期昇給・ベースアップを実施した事業所の平均昇給額は6,355円で、平成30年度の7,505円を境

に減額傾向にございます。規模別にいたしますと、当然規模が大きくなると引き上げたと回答された事業所が多く、過去の賃金改定実施状況を見ると、引き上げたとする事業所は平成 21 年を底に平成 22 年以降増加傾向でございましたが、令和 2 年に新型コロナウイルスの影響で一度減少し、引き下げた事業所は平成 22 年から減少傾向にあったものの令和 2 年には増加し、また再び減少しております。

中小企業の賃金改定の決定要素といたしましては、「企業の業績」が 58.3%、「労働力の確保・定着」と答えたのが 57.6%と 50%を超えておりまして、経営者の意識が明確に反映されており、この要素を補完するために、「労使関係の安定」、「前年度の改定実績」、「世間相場」等が意識されております。

また、賃上げにおける中小企業の環境整備につきましてですが、生産性向上に関しまして、消費拡大、設備投資増、企業業績改善、賃上げによる経済の好循環を機能させるために、賃上げの原資である生産性を向上させ、企業の経営を改善していくことが大前提と考えます。中小企業の生産性を高めるための、ものづくり補助金、IT 補助金、持続化補助金、事業再構築補助金などの施策を引き続き予算化していただくことで、将来に向けた安定的かつ応分の事業の利用機会ができ、経営の安定と賃上げの意欲を促すと思います。

また、取引慣行の助成についてですが、供給要因による世界的なインフレ傾向のもと、企業のコストは急騰しており、取引先の各段階において価格転嫁しやすい環境をさらに整えることが重要であると考えております。最終段階での消費者向け販売価格にコスト増を転嫁できなければ、企業部門全体で見た収益が圧迫され、賃上げに必要な付加価値が縮小してしまいます。個社にとって取引先から原材料・機材を仕入れる価格を引き上げるためには、下流側の企業や消費者に対し、商品・サービスの提供をする価格の引上げが円滑に行われる社会的雰囲気醸成や価格転嫁が確実に行われる強力な仕組みが必要であると考えます。

最後に、雇用支援策に関しましてですが、デジタル化や脱炭素化などポストコロナの経済社会の方向性が見えており、企業としては繰り返される感染の波に過度に翻弄されることなく、将来に向けて事業改革・投資強化に注力することが重要です。現場で事業改革を進める主体である従業員のモチベーション強化のためにも各企業は可能な限り賃上げに前向きに取り組むべきであり、支払い能力のある企業は積極的に賃金アップを図るべきと考えます。

しかしながら、賃金決定の主体はあくまで企業と従業員の交渉で決定するものであり、政府においては、雇用を維持するための雇用調整助成金など枯渇化した雇用保険に事業財源の国庫繰入の機動的な運用や、就業マッチングの環境整備、ミスマッチを予防する支援策の拡充など、環境整備に努めるべきであると思われまます。

以上でございます。

○柴田会長

ありがとうございました。

次に資料No. 5、6ですが、使用者側である香川県経営者協会からお願いします。

○窪田委員

それでは、使用者側の意見について、使用者委員を代表して窪田より述べさせていただきます。

1. はじめに

最近の景気見通しは、「持ち直しの動きが出ている」という観測がある一方で、世界的なインフレやさまざまな供給制限、急激な円安ならびにコロナ感染の再拡大の可能性などによる景気の下振れリスクが懸念されるなど、先行き不透明感のある状況となっています。なお、コロナ感染の再拡大は現実のものとなり、県内においても感染者数が急拡大しています。

こうした中、わが国企業数の大多数を占める中小企業・零細企業の多くは、厳しい価格競争にさらされ、資金力・人材力も乏しいうえ、労働分配率も高く、企業の存続や雇用の維持に苦慮しているところでは、

内閣府が6月に発表した「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」によれば、日本経済の基調判断を、「景気は、持ち直しの動きがみられる」と据え置いており、先行きについては、「ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中での原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある」とされています。そして、7月1日に日銀が発表した短観では、大企業の製造業の業況判断指数は、2期連続の下落となっています。

一方、県内の最低賃金は、2016（平成28）年度以降、2円の引上げであった令和2年度を除けば、名目GDP成長率や消費者物価、賃上げ率を上回る3%超の引上げが続いており、令和3年度は、コロナの影響が続いている中であって、最低賃金が時間額で決まるようになった平成14年度以降での最高の引上げ率である3.41%となりました。

資源・原材料費の高騰や、急激な円安の影響を受け、コストの上昇に価格転嫁が追いつかずに苦戦している企業や、いまだに新型コロナウイルスの影響が大きい企業もある中で、大幅な最低賃金引上げによって、中小・零細企業の経営を圧迫し、企業の成長や雇用維持にマイナスの影響が生じることを懸念しております。

2. 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会からの最低賃金に関する要望

日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会は、4月に、3団体の連名で最低賃金に関する要望をとりまとめ、以下の内容を公表しました。

コロナ禍の長期化に資源価格や原材料費の高騰も相まって、わが

国の経済情勢は力強い回復に至らず、先行きも予断を許さない。企業業績は「K字型」の回復を示し、業績が好調な企業には賃上げや将来への投資が期待される一方、コロナ禍の影響を強く受けてきた飲食業、宿泊業等においては依然として厳しい業況の企業が多く、事業の継続と雇用の維持に対する支援が求められる。

最低賃金は近年3%台の大幅な引上げが続き、多くの中小企業・小規模事業者から、経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声が聞かれている。最低賃金は、法が定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に基づき、中央・地方の最低賃金審議会における公労使の議論によって決定されるものであり、労働者のセーフティネット保障として全ての企業に強制力をもって適用されることから、最低賃金の審議においては、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、法が定める三要素に基づき、各種指標・データによる明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。

3. 県内企業の景況感について

続いては、県内企業の景況感について、日銀高松支店の発表や、帝国データバンク、東京商工リサーチ、四国新聞社、四国経済連合会の調査結果について述べさせていただきます。

日銀高松支店が発表した6月の県内の金融経済概況では、「一部に供給制約による下押しの影響がみられるものの、全体としては持ち直しつつある」との分析で、2か月連続で判断を据え置きました。企業の生産は、横ばい圏内の動きとなっているという判断でした。

さらに、6月の短観では、県内企業の業況判断指数は、全産業ではマイナス9と3月の前回調査から改善しているが、景況感に産業や企業でのばらつきがあり、製造業では、横ばいのマイナス18となっており、3か月後の次回の予測は、部品供給制約や原材料価格高騰の影響から慎重な見方が根強く、全産業でマイナス15と悪化が見込まれています。

また、その他の調査結果によると、2022年度の業績見通しを、「減収減益」と見通す企業が27.2%で最も多く、前年度調査より4.4ポイント増加しており、一方で、「増収増益」と見通す企業は同3.8ポイント減の16.7%で、原油・素材価格の動向や新型コロナウイルス感染拡大の懸念などを背景に、利益面での厳しさを見込む企業の割合が増加しています。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響では、「継続している」とした企業は75.5%あり、2月調査の79.8%よりは改善しましたが、依然多くの企業がコロナの影響を受けていますし、また、中小企業の24.2%が、借入金の返済に「懸念がある」としています。

さらに、2022年度の売上高について4割の企業が増収を見込む一方、利益面では7割の企業が横ばいもしくは減益見込みで、利益は伸び悩むとみる企業が多く、資源・原材料価格の高騰や円安によるコスト高に価格転嫁が追い付かず、利益が出にくくなっており、2022年度の景気見通しは、横ばいが半数近くで、悪化が25%と、多くの企業が厳しい見方をしているところです。

4. 2022年春の賃上げについて：経団連、連合

次に、2022年春の賃上げについて経団連が6月10日に発表した2022年の中小企業の賃上げの第1回集計では、アップ率は昨年の1.72%を0.25ポイント上回る1.97%となっています。

また、連合が7月1日時点でとりまとめた2022年春季労使交渉状況では、平均賃上げ率は、前年比0.29ポイント上昇の2.07%となっています。

5. むすび

以上のことを踏まえまして「むすび」として述べさせていただきます。

成長と分配の好循環となるよう、持続可能で活力ある経済社会を築いていくことが肝要であり、そのために業績が好調な企業が賃金引上げを行うことは望ましいと考えるところです。

しかしながら、国内外でのインフレや資源・原材料不足、円安などの影響をうけ、コスト上昇等に苦慮しながら、さまざまな助成金の活用や金融機関の融資による資金繰りを行っている中小・零細企業の厳しい経営実態と、自社の存続と雇用の維持を最優先として懸命に努力している経営者の声を傾聴していただき、企業の経営状況のいかんにかかわらず、あらゆる企業に強制力をもって一律に適用される最低賃金引上げについて、経営実態と離れた大幅な引き上げとならぬよう、法が求める生計費、賃金、支払い能力にもとづく慎重な審議を強く望むものであります。

続きまして、香川県タクシー協同組合からの意見につきましても、窪田が述べさせていただきます。

コロナによる影響は、タクシー業界においては、観光客の激減、イベントの中止やテレワーク推進をはじめとする外出の自粛などにより、輸送人員や営業収入の激減という甚大な影響を受けています。

そうした中、営業収入の激減は、歩合給であるタクシー業界の賃金制度の中で、直接最低賃金割れを引き起こしており、不足分を事業者が全額負担しなければならない状況で、地域公共交通機関であるタクシー事業の経営基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招いています。

さらに、コロナ感染症の収束が見通せない状況のもとで、昨今の情勢によりエネルギー需給が一層ひっ迫し、燃料価格のさらなる高騰が懸念されており、タクシー業界は、存亡の危機にあります。

このような状況下において、雇用調整助成金を最大限活用しながら運転者の雇用を継続しつつ、国民の安定的な生活の確保・社会の安定の維持の観点から、国からの事業継続要請を受けて必死に努力を続けている実情を理解いただき、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨になお斟酌賜り、最低賃金の改定にあたりましては、慎重のうえにも慎重にご審議くださるようお願い申し上

げます。

以上でございます。

○柴田会長

ありがとうございました。

ただ今の労使各側の説明について、何かご意見、ご質問等はありませんか。

よろしいですか。

それでは、議題の最後の「その他」に移ります。

事務局から何かございますか。

○賃金室長

この後、委員の皆様には、連絡事項がございますので、この場に
残っていただきますようお願いいたします。

○柴田会長

それでは用意した議題は終わりましたが、他にご発言等、ござい
ませんか。なければ、第2回本審を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

――了――